

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

別表第七アの表中

36
36
37
38
38
39
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44

45

を

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

に改

め、別表第七エの表中

54
55
56
57
57
58
58
59
59
60

を

53
54

54

55

55

56

56

57

58

59

に、

66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67

67

68

68

68

68

68

69

69

69

70

70

70

71

71

を

65
66
66

66

66

66

66

67

67

67

67

67

67

68

68

68

68

68

68

69

69

70

70

に改め、別表第七オの表中

32
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39

別表第八の休職期間等換算表の表中

大学院修学休業の期間

を

132

を

109

114

119

124

127

130

133

に改める。

100

105

110

115

120

に改め、別表第七のニクの表中

108

112

116

120

124

128

103

106

109

112

115

118

121

に、

95

98

101

106

111

116

を

96

を

70

72

74

76

77

78

79

に、

102

104

106

108

112

116

120

を

114

120

122

124

に改め、別表第七のニオの表中

69

70

71

72

74

76

78

74

76

78

80

81

82

83

に、

101

106

111

116

119

122

を

102

108

10

10

に改め、別表第七のニエの表中

73

74

75

76

78

80

82

を

88

90

92

93

93

に改め、別表第七のニイの表中

9

9

9

を

9

大学院修学休業の期間

職員の勤務時間、休暇等に関する
条例（平成七年三月奈良県条例第
二十九号）第十二条に規定する介
護休暇の期間

に改め、

勤務時間条例第十二条に規定する
介護休暇の期間

以下の二
下一分

を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成二十八年十二月二十六日から施行する。ただし、別表第八の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。第三項及び第四項において同じ。）による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後規則の規定にかかわらず、改正前規則の規定による号給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給

の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

5 改正後規則別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。